

議案第11号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、拾六町団地地区地区計画及び天神明治通り地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2 拾六町団地地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

<p>拾六町団地 地区地区整 備計画区域</p>		<p>(1) 床又は壁で区画された各住戸の床面積が35平方メートル未満の共同住宅及び長屋（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）</p> <p>(2) 1階の部分を共同住宅又は長屋の用途に供する建築物（当該部分のうちこれらの用途に供する部分の全部をサービス付き高齢者向け住宅又は管理人室等の用途に供するものを除く。）</p>					
----------------------------------	--	---	--	--	--	--	--

	建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 都市計画の計画図において6メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する隣地との敷地境界線	6		
		(2) 市道拾六町団地線（都市計画の計画図において5メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に限る。）及び市道拾六町団地4191号線の一部との敷地境界線	5		
		(3) 市道拾六町団地4191号線及び市道拾六町団地4368号線の各一部との敷地境界線	3		
		(4) 都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する隣地との敷地境界線	2		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		(5) 市道拾六町団地線（第2号に掲げる部分を除く。）、市道拾六町995号線、市道拾六町3726号線、市道拾六町4189号線、市道拾六町団地4192号線及び市道拾六町団地4368号線の一部並びに隣地（都市計画の計画図において1.5メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	1.5	
--	--	--	-----	--

別表第2中

再開発等促進区							
再開発等促進区	(1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場						

		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものを除く。）	福岡広域都市計画道路千代大手門線、福岡広域都市計画道路天神通線、市道天神2号線、市道天神3号線、市道天神5号線及び市道天神10号線との敷地境界線	2	広場A、広場B、広場C、広場D、広場E、広場F、広場G、広場H、広場I、広場J、広場K、広場L、広場M、広場N、広場O及び広場Pの区域内の部分（地上部の広場にあつては床面（屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面）からの高さが5メートルを、地下部の広場にあつては床面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等を除く。）
--	--	--	--	---	--

を

」

再開発等促進区							
再開発等促進区	天神一丁目南ブロック	(1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場					
	天神二丁目南ブロック(明治通り沿道)	(1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものを除く。）</p>	<p>福岡広域都市計画道路千代大手門線、福岡広域都市計画道路天神通線、市道天神2号線、市道天神3号線、市道天神5号線及び市道天神10号線との敷地境界線</p>	<p>2</p>	<p>広場A、広場B、広場C、広場D、広場E、広場F、広場G、広場H、広場I、広場J、広場K、広場L、広場M、広場N、広場O及び広場Pの区域内の部分（地上部の広場にあつては床面（屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面）からの高さが5メートルを、地下部の広場にあつては床面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等を除く。）</p>
	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものを除く。）</p>	<p>(1) 都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する隣地との敷地境界線 (2) 福岡広域都市計画道路千代大手門線及び市道天神23号線との敷地境界線 (3) 市道天神15号線との敷地境界線</p>	<p>4 2 1</p>	<p>広場Q、広場R、広場S及び広場Tの区域内の部分（床面（屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面）からの高さが5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等を除く。）</p>

に改める。